

東京医科歯科大学学則

（平成16年4月1日）
規程第4号

第1章 総則

第1条 本学は、医学及び歯学の理論並びに応用を教授研究し、併せて人格の陶冶をなすものである。

2 各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、当該学科において別に定める。

第2条 本学に、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号。以下「組織運営規程」という。）の定めるところにより、次の学部及び学科を置く。

医 学 部 医学科
保健衛生学科

歯 学 部 歯学科
口腔保健学科

2 医学部保健衛生学科に、看護学専攻及び検査技術学専攻を置く。

3 歯学部口腔保健学科に、口腔保健衛生学専攻及び口腔保健工学専攻を置く。

4 本学に、組織運営規程の定めるところにより、教養部を置く。

第3条 医学部医学科及び歯学部歯学科の修業年限は6年、医学部保健衛生学科及び歯学部口腔保健学科の修業年限は4年とする。

第4条 学生の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

| 学 部 | 学科・専攻 | 入学定員 | 編入学定員 | 収容定員 |
|-------|-----------|------|----------|------|
| 医 学 部 | 医 学 科 | 85 | 5（2年次編入） | 535 |
| | 保健衛生学科 | | | |
| | 看護学専攻 | 55 | | 220 |
| | 検査技術学専攻 | 35 | | 140 |
| 歯 学 部 | 歯 学 科 | 53 | | 318 |
| | 口腔保健学科 | | | |
| | 口腔保健衛生学専攻 | 22 | | 88 |
| | 口腔保健工学専攻 | 10 | 5（2年次編入） | 55 |

第2章 授業科目

第5条 削除

第6条 本学の授業科目は、全学に共通する教育科目（以下「全学共通科目」という。）と専門に関する教育科目（以下「専門科目」という。）とする。

- 2 全学共通科目は教養部において、専門科目は各学部において行う。
- 3 全学共通科目の開設授業科目及び単位数は、別に定める。
- 4 専門科目の開設授業科目及び単位数は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条 学年を分けて、次の学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第9条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学創立記念日 10月12日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業

- 2 前項の規定にかかわらず、教育上必要がある場合には、休業日に授業を行うことができる。
- 3 第1項第4号から第6号の期間は、各学部において別に定める。
- 4 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、休学、転学、留学、退学及び除籍

第10条 入学の時期は、学年の始期とする。

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同省令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）に定める大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第12条 大学医学部医学科の卒業生で歯学部歯学科に、大学歯学部歯学科の卒業生で医学部医学科に編入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学の許可をすることができる。

第13条 大学医学部医学科の学生で医学部医学科に、大学歯学部歯学科の学生で歯学部歯学科に、大学（短期大学並びに外国の大学及び短期大学を含む。）の学生で医学部保健衛生学科又は歯学部口腔保健学科に転入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することができる。

第14条 医学部医学科の2年次に編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する者で、選考の上、入学を許可する。

- (1) 大学を卒業した者（医学を履修する課程を卒業した者を除く。）
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者（学校教育における15年の課程を修了し、学士の学位に相当する学位を取得したと大学において認められた者を含む。）

第15条 削除

第16条 医学部保健衛生学科の2年次に編入学することができる者は、四大学連合憲章に基づく協定による複合領域コースを履修しており、かつ、協定大学の学部で2年次以上在学した者で、選考の上、入学を許可する。

第17条 削除

第18条 削除

第18条の2 歯学部口腔保健学科口腔保健工学専攻の2年次編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する者で、選考の上、入学を許可する。

- (1) 高等専門学校又は短期大学を卒業した者
- (2) 大学を卒業した者
- (3) 歯科技工士を養成する専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

第19条 本学学生で退学した者が再び入学を請うときは、欠員がある場合に限り、選考の上、原学年以下に入学を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、第25条の規定による休学者が退学（休学期間満了のため学部を退学した者をいう。）し、本学医学部医学科又は歯学部歯学科に再び入学を志願するときは、原学科の原学年以上に入学を許可する。ただし、懲戒事由等に相当する事由があると認められる志願者の入学については、選考の上許可するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、第31条の2の規定による退学者が本学医学部医学科又は歯学部歯学科に再び入学を志願するときは、退学時の在籍学科の在籍学年以上に入学を許可する。ただし、懲戒事由等に相当する事由があると認められる志願者の入学については、選考の上許可するものとする。

第20条 編入学、転入学及び再入学により入学し、その後所定の年限在学した者は、第3条に規定する年限を在学したものとみなす。

第21条 本学に入学を志願する者は、所定の手続により、学長に願い出なければならない。

第22条 入学志願者については、学長が当該学部教授会及び教養部教授会の意見を聴いて選考を行う。

2 前項に規定するもののほか、入学者の選考に関し必要な事項は別に定める。

第23条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、定められた期日までに本学の学生としての本分を守る旨、誓約書に署名し、その他所定の書類を提出するとともに、入学料を納付するものとする。ただし、第45条の規定により入学料の免除又は徴収猶予を申請し受理された者にあつては、当該免除又は徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間、入学料の徴収を猶予する。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

3 学長は、入学（再入学及び転入学等を含む。）を許可した者に対し、学生証を交付するものとする。

4 前項に規定するもののほか、学生証に関し必要な事項は別に定める。

第24条 学生は、病気、留学その他の事由により引き続き3月以上休学しようとするときは、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。この場合、学長は当該学部教授会に意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、その可否を決定するものとする。

第25条 本学医学部医学科又は歯学部歯学科に4年以上在学した者が引き続き大学院医歯学総合研究科博士課程に在学するために休学しようとするときは、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。この場合、学長は当該学部教授会に意見を聴いて、その可否を決定するものとする。

第26条 前2条の規定による休学者で、休学期間中にその事由が消滅したときは、所定の手続により、復学の許可を学長に願い出ることができる。この場合、学長は当該学部教授会に意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、その可否を決定するものとする。

第27条 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。ただし、特別の事由があるときは、学長は当該学部教授会の意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、さらに1年以内の休学を許可することができる。

2 大学院医歯学総合研究科博士課程に在学する者の第24条の規定による休学期間及び第25条の規定による休学期間は、第1項の規定にかかわらず、通算して3年を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは、学長は当該学部教授会の意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、さらに1年以内の休学を許可することができる。

3 休学した期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

第28条 学長は、学生が病気その他の事由により修学が不相当と認められるときは、当該学部教授会の意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、休学を命ずることができる。

第29条 学生は、学長の許可なくして、他の大学、本学の他の学科又は専攻に入学を志願するこ

とはできない。

第30条 学生が転学しようとするときは、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けるものとする。この場合、学長は当該学部教授会に意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、その可否を決定するものとする。

2 前項の許可を与えたときは、退学とする。

第30条の2 本学の学生が学修のため外国の大学等（外国の学校教育制度に位置づけられた教育施設で学位授与権を有するもの又はこれに相当する教育研究機関で、かつ本学と学生交流協定を締結した又は事前の協議をおこなったものをいう。）に留学を願い出たときは、それが教育上有益と認められた場合において許可することがある。

2 前項の規定による許可は、当該学部教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

3 前項の許可を得て留学する期間は、原則1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、さらに1年を限度として留学期間の延長を認めることがある。

4 第3項の許可を受けて留学した期間は、第3条に規定する修業年限及び第32条に規定する在学年限に算入する。ただし、第24条の規定により許可された留学（以下「休学留学」という。）については、この限りではない。

5 留学を許可された学生は、休学留学の場合を除き、留学期間中においても本学の授業料を納付しなければならない。

6 留学を許可された学生において、次の各号の一に該当したときには、本学と外国の大学等との協議に基づき、教授会等の意見を聴いて学長が留学を取り消すことができる。

(1) 外国の大学等が所在する国の情勢や自然災害等により、学修が困難であると認められるとき。

(2) 留学生として、外国の大学等の規則に違反し、又はその本分に反する行為が認められるとき。

(3) その他留学の趣旨に反する行為があると認められるとき。

7 留学に関する必要な事項は、別に定める。

第31条 学生が病気その他の事由で退学しようとするときは、所定の手続により、学長に願い出てその許可を受けるものとする。この場合、学長は当該学部教授会に意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、その可否を決定するものとする。

第31条の2 四大学連合憲章に基づく協定による複合領域コースを履修している者が協定大学に編入学するために退学しようとするときは、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。この場合、学長は当該学部教授会に意見を聴いて、その可否を決定するものとする。

第32条 医学部医学科及び歯学部歯学科の学生は10年を、医学部保健衛生学科及び歯学部口腔保健学科の学生は8年を超えて在学することができない。

2 編入学、転入学及び再入学により入学した者の在学年限は、各学部において定める。

第33条 学長は、学生が次の各号の一に該当するときは、当該学部教授会の意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、除籍する。

(1) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(2) その他病気等の事由により、成業の見込みがないと認められる者

(3) 在学期間が第32条に定める在学年限を超える場合に退学的意思を示さないと
き。

- (4) 第24条、第25条又は第28条により休学し、第27条に定める期間内に復学又は退学の意思を示さないとき。
 - (5) 死亡又は行方不明となったとき。
 - (6) 入学料の免除の申請をした者で、免除を許可されなかったもの又は半額免除を許可されたものが、納付すべき入学料を免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付しないとき。
 - (7) 入学料の徴収猶予の申請をした者で、徴収猶予を許可されなかった者が、納付すべき入学料を徴収猶予の不許可を告知した日から起算して14日以内に納付しないとき。
 - (8) 入学料の徴収猶予を許可された者が、納付期限までに入学料を納付しないとき。
 - (9) 授業料を所定の期日までに納入しない者で、督促を受け、なおかつ納入を怠るとき。
- 2 前項第6号は、第45条第3項の規定により徴収猶予の申請をした者には適用しない。

第5章 教育課程、履修方法及び単位等

第34条 本学は、各学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、本学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

第34条の2 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 2 前項の授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 文部科学大臣の別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 4 第2項の授業を、外国において履修させることができる。また前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 5 卒業に必要な修得すべき単位数のうち、前2項の規定による方法で履修し修得した単位数は、60単位を超えないものとする。ただし、卒業要件となる単位数が124単位を超える学科にあっては、その超える単位数を60単位に加えて卒業要件として認定することができる。

第34条の3 本学において必要と認めるときは、学校教育法第105条に規定する本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、特別の課程の編成に関し必要な事項は、別に定める。

第34条の4 学生が授業科目を履修し、試験に合格したときは、所定の単位を与える。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を評価して試験によらずに単位を与えることができる。

第35条 前条に定める他、履修及び学習の評価方法については、各学部及び教養部の教授会の意見を聴いて学長が定める。

第36条 1単位の授業科目を、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、1単位当たりの授業時間を次の基準により、各学部及び教養部の教授会の意見を聴いて学長が定める。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲

第36条の2 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

第36条の3 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合には、この限りでない。

第36条の4 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第36条の5 各授業科目の評価は、A+、A、B、C、D、Fに分け、A+、A、B、Cを合格とし、D、Fを不合格とする。

- 2 学修の評価に関し必要な事項は別に定める。
- 3 学生は、学修の評価に対し不服があるときは、所定の手続により異議を申し立てることができる。

第36条の6 本学大学院に進学を志望する学生に対し、所属する学部の長が教育上有益と認めるときは、学生が進学する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業を履修することができる。

2 前項に定めるもののほか、本学大学院の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第37条 本学の教育上有益と認めるときは、本学に入学（編入学、転入学等を除く。）する前の大学（短期大学を含む。）において修得した単位（大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項及び第2項の規定する科目等履修生及び特別の課程（履修証明プログラム）履修生として修得した単位を含む。）は合計30単位を限度として、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、第3条に定める修業年限を短縮することはできない。

2 前項に係る手続等については、各学部及び教養部において定める。

第38条 本学の教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したとみなすことのできる単位数は、前条第1項及び同条第4項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を限度とする。

- 3 第1項に係る手続等については、各学部及び教養部において定める。
- 4 第1項の規定は、第30条の2により学生が外国の大学等に留学する場合、休学留学の場合、外国の大学等が行なう通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び学生が外国の大学等の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合においても準用する。

第6章 卒業及び学位

第39条 卒業の認定は、第3条に定める年限を在学し、かつ、第6条第3項及び第4項に定める授業科目を、医学部医学科においては210単位以上、歯学部歯学科においては221単位以上、医学部保健衛生学科看護学専攻においては131単位以上、医学部保健衛生学科検査技術学専攻においては138単位以上、歯学部口腔保健学科口腔保健衛生学専攻においては129単位以上、歯学部口腔保健学科口腔保健工学専攻においては127単位以上を修得した者に対し、当該学部教授会の意見を聴いて学長が行う。

第40条 前条による卒業者には、次の区分により学士の学位を授与する。

| 学 部 | 学科・専攻 | 学 位 |
|-------|---------|-----------|
| 医 学 部 | 医学科 | 学士（医 学） |
| | 保健衛生学科 | |
| | 看護学専攻 | 学士（看 護 学） |
| | 検査技術学専攻 | 学士（保 健 学） |
| 歯 学 部 | 歯学科 | 学士（歯 学） |
| | 口腔保健学科 | 学士（口腔保健学） |

第7章 検定料、入学料及び授業料

第41条 授業料、入学料及び検定料の額については、別に定める。

第42条 入学志願者は、出願と同時に検定料を納付しなければならない。

第43条 授業料の額は、別に定めるところによるものとし、年額の2分の1ずつを次の2期に分けて納付しなければならない。

前期 5月31日まで
後期 11月30日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

第44条 既納料金は、如何なる理由があっても返還しない。

- 2 第42条の規定に基づき徴収した検定料について、第1段階目の選抜で不合格となった者から返還の申出があったときは、前項の規定にかかわらず、第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。
- 3 前条第3項の規定に基づき授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、第1項の規定にかかわらず、納付した者の申出により当該授業料に相当する額を返還する。
- 4 前条第2項及び第3項の規定に基づき授業料を納付した者が、後期分授業料の徴収時期以前に休学又は退学した場合には、第1項の規定にかかわらず、後期分の授業料に相当する額を返還する。
- 5 学生又は学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が認めた場合には、授業料、入学料及び検定料について、第1項の規定にかかわらず、返還することができる。

第45条 本学に入学前1年以内において、入学する者の学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者及び当該者に準ずる者であって、学長が相当と認める事由がある者については、本人の申請により、入学料の全額又は半額を免除することがある。

- 2 本学に入学する者であって、経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者、入学前1年以内において学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者及びその他やむを得ない事情があると認められる者については、本人の申請により、入学料の徴収猶予をすることがある。
- 3 入学料の免除の申請をした者で、免除を許可されなかつた者又は半額免除を許可された者のうち、前項該当する者は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請をすることがある。
- 4 前3項の取扱いについては、別に定める。

第46条 停学に処せられた者の授業料は徴収するものとする。

第47条 行方不明、その他やむを得ない事情がある者の授業料は、所定の手続により徴収を猶予することがある。

第48条 死亡又は行方不明、あるいは授業料の未納を理由として除籍を命ぜられた者の未納の授業料は全額を免除することがある。

第49条 授業料の納付期限以前に休学又は退学の許可を受けた者の授業料の全額又はその一部を免除することがある。

- 2 前項の取扱いについては別に定める。
- 3 各学期の途中で復学する者のその期の授業料は、復学当月から当該学期末までの月割計算により復学の際徴収する。

第50条 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者及び学生又は学生の学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる者については、本人の申請により授業料の全額若しくはその一部を免除又は徴収猶予することがある。

- 2 前項の取扱いについては別に定める。

第51条 削除

第52条 削除

第8章 大学院

第53条 本学に、組織運営規程の定めるところにより、大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

第9章 外国人留学生

第54条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生については、別に定める。

第10章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び短期交流学生

第55条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 前項により入学した者には、第34条の規定を準用し、単位を与える。

3 その他科目等履修生については、別に定める。

第56条 特定の授業科目について聴講を志願する者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生については、別に定める。

第57条 他の大学の学部学生で、当該大学との協定に基づき、本学が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、特別聴講学生として入学を許可する。

2 特別聴講学生については、別に定める。

第57条の2 本学以外の国内外の教育施設に学生として在学中である者で、本学の教員から特定の事項について、指導又は助言を受け本学で研究又は研修等を行うことを志願するものがあるときは、短期交流学生として受入を許可することがある。

2 短期交流学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 懲戒

第58条 学長は、学生が本学の諸規則に違反し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、当該学部教授会の意見を聴いて（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）、これを懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学、訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学内の秩序を著しく乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 寄 宿 舎

第59条 本学に寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関する規定は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、歯学部口腔保健学科の平成16年度から平成18年度までの3年次編入学員及び収容定員は、次のとおりとする。

| 区分 \ 年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 |
|----------|--------|--------|--------|
| 3年次編入学定員 | — | — | 10 |
| 収容定員 | 25 | 50 | 85 |

- 3 国立大学法人の成立前の東京医科歯科大学に平成16年3月31日に在学し、引き続き本学の在学者となった者（以下「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後在学者の属する学年に再入学、転入学び編入学する者の教育課程の履修については、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則の施行前に廃止前の東京医科歯科大学学則（昭和27年学規第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この学則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（平成17年3月23日規程第2号）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成17年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表（2）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年3月28日規程第1号）

- 1 この学則は平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日において現に本学に在学する者（以下在学者という。）及び平成18年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の第39条、別表（1）及び別表（2）の規定にかかわらず、なお従前の例による

附 則（平成19年3月29日規程第3号）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日において現に本学に在学する者（平成18年度に入学した者を除く。以下「在学者」という。）及び平成19年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表（2）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年1月16日規程第1号）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、医学部保健衛生学科及び歯学部口腔保健学科の平成20年度から平成22年度までの収容定員は、次のとおりとする。

| 学部・学科・専攻 | 収 容 定 員 | | |
|-----------|---------|--------|--------|
| | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
| 医学部保健衛生学科 | | | |
| 看護学専攻 | 215 | 210 | 215 |
| 検査技術学専攻 | 135 | 130 | 135 |
| 歯学部口腔保健学科 | 118 | 116 | 118 |

附 則（平成20年3月26日規程第5号）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年4月1日において現に本学に在学する者（平成18年度に入学した者を除く。以下「在学者」という。）及び20年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表（1）及び別表（2）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年1月8日規程第1号）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この学則改正前に、本学に4年以上在学し、引き続き大学院医歯学総合研究科博士課程に入学するため、平成21年4月1日より休学を願い出ている者については、改正後の東京医科歯科大学学則第25条の2の規程を適用する
- 3 この学則の施行の際限に本学に4年以上在学し、引き続き大学院医歯学総合研究科博士課程に入学するため、退学した者が再び入学を志願する場合の取扱いは、なお従前の例による。
- 4 平成21年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成21年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学する者については、改正後の別表（2）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月19日規程第3号）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、医学部医学科の平成21年度から平成25年度までの収容定員は、次のとおりとする。

| 学部・学科 | 収 容 定 員 | | | | |
|--------|---------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
| 医学部医学科 | 480 | 490 | 500 | 510 | 520 |

- 3 平成21年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成21年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表（1）及び別表（2）の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成21年4月1日以降に歯学部口腔保健学科に3年次編入学する者については、改正後の別表（2）の規定を適用する。

附 則（平成21年12月18日規程第9号）

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規程第3号）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、医学部医学科の平成22年度から平成26年度までの収容定員は、次のとおりとする。

| 学部・学科 | 収 容 定 員 | | | | |
|--------|---------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
| 医学部医学科 | 500 | 520 | 540 | 560 | 580 |

- 3 平成22年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成22年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月4日規程第1号）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、医学部医学科の平成23年度から平成27年度までの収容定員は、次のとおりとする。

| 区分 | 年度 | 収 容 定 員 | | | | |
|----|----|---------|--------|--------|--------|--------|
| | | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
| | | | | | | |

| | | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 収容定員 | 525 | 550 | 575 | 600 | 615 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|

3 改正後の第4条の規定にかかわらず、歯学部歯学科の平成23年度から平成27年度までの収容定員は、次のとおりとする。

| 区分 | 収容定員 | | | | |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
| 収容定員 | 358 | 346 | 334 | 322 | 320 |

4 改正後の第4条の規定にかかわらず、歯学部口腔保健学科の平成23年度から平成25年度までの収容定員は、次のとおりとする。

| 区分 | 年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
|----------|-----------|--------|--------|--------|
| | 口腔保健衛生学専攻 | 収容定員 | 115 | 110 |
| 口腔保健工学専攻 | 2年次編入定員 | | 5 | 5 |
| | 収容定員 | 10 | 25 | 40 |

附 則（平成23年6月30日規程第6号）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規程第3号）

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定にかかわらず、医学部医学科の平成24年度から平成27年度までの編入学定員等は、次のとおりとする。

| 区分 | 年度 | | | |
|-------|----------------------|----------|----------|----------|
| | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 |
| 編入学定員 | 5（2年次編入） 5（3年次編入） | 5（2年次編入） | 5（2年次編入） | 5（2年次編入） |
| 収容定員 | 555 | 580 | 605 | 620 |

3 平成24年度においては、改正後の第14条の「2年次」は「3年次及び2年次」と読み替えるものとする。

附 則（平成24年9月28日規程第8号）

この学則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月12日規程第2号）

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定にかかわらず、医学部医学科の平成25年度から平成29年度までの収容定員は、次のとおりとする。

| 区分 | 年度 | | | | |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 収容定員 | 581 | 607 | 623 | 629 | 630 |

附 則（平成27年3月30日規則第51号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規程第4号）

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月11日規程第7号）

この学則は、平成28年5月11日から施行し、平成28年5月1日から適用する。

附 則（平成28年12月12日規程第11号）

この学則は、平成28年12月12日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月31日規程第1号）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月1日規程第1号）

この学則は、平成30年5月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日規程第2号）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、医学部医学科の令和2年度から令和8年度までの入学定員等は、「地域の医師確保等の観点からの令和2年度医学部入学定員の増加について（令和元年9月2日付け元文科高第391号・医政医発0902第3号文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」に基づき、次のとおりとする。

| 区分 \ 年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 入学定員 | 100 | 100 | 85 | 85 | 85 |
| 編入学定員 | 5（2年次編入） | 5（2年次編入） | 5（2年次編入） | 5（2年次編入） | 5（2年次編入） |
| 収容定員 | 630 | 629 | 613 | 597 | 581 |

| 区分 \ 年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------|----------|----------|
| 入学定員 | 85 | 85 |
| 編入学定員 | 5（2年次編入） | 5（2年次編入） |
| 収容定員 | 565 | 550 |

附 則（令和2年11月10日規程第9号）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定にかかわらず、歯学部口腔保健学科口腔保健衛生学専攻の令和3年度の収容定員は、次のとおりとする。

| 区分 \ 年度 | 令和3年度 |
|---------|-------|
| 収容定員 | 94 |

附 則（令和3年3月24日規程第6号）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和3年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年12月21日規程第10号）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和4年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年1月17日規程第1号）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び令和4年4月1日以降に在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正後の第4条の規定にかかわらず、医学部医学科の令和4年度から令和9年度までの入学定員等は、「地域の医師確保等の観点からの令和4年度医学部入学定員の増加について（令和3年8月16日付け3文科高第501号・医政発0816第9号文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）」に基づき、次のとおりとする。

| 年度 区分 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|----------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 入学定員 | 100 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 編入学定員 | 5（2年次 編入） | 5（2年次 編入） | 5（2年次 編入） | 5（2年次 編入） | 5（2年次 編入） | 5（2年次 編入） |
| 収容定員 | 628 | 612 | 596 | 580 | 565 | 550 |

附 則（令和4年3月28日規程第6号）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。